

6月は「不正改造車排除強化月間」です。

日本の自動車保有台数は、令和元年8月末現在で8,200万台を越えており、自動車は生活に欠かせない移動手段となっていますが、昨年の交通事故による死者数は3,215人、負傷者数は46万人と多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いています。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められています。

国土交通省では、このような状況を改善し、車両の安全確保及び環境保全を図ることにより、国民の安全安心を確実に確保していくため、令和2年度においても、関係省庁、自動車関係団体と協力して、「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組むこととします。

皆さまもこの機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力ください。

*詳しい情報はホームページをご覧ください。

www.tenken-seibi.com

国土交通省中部運輸局
岐阜運輸支局整備担当
☎ 058-279-3715

電波のルールは必ず守りましょう

電波利用環境保護周知啓発強化期間 6月1日～10日

電波の利用にはルールがあります。無線機器を使用するときは、必ず「技適マーク」が付いているか確認してください。

また、外国規格の無線機器は、防災行政無線やテレビ放送等に妨害を与えるおそれがあり、国内では使用できません。



【技適マーク】

総務省東海総合通信局
◆不法無線局の相談
☎ 052-971-9107
◆テレビ等の受信障害の相談
☎ 052-971-9648

自筆証書遺言書 保管制度

7月10日(金)から運用開始

自筆証書遺言書を作成した本人が、法務局に遺言書の保管を申請できる制度です。遺言書の保管申請時には、手数料3,900円を収入印紙により納付していただきますが、法務局に設置する遺言書保管所において、遺言書を大切に保管しますので、紛失や亡失の防止、第三者による破棄や改ざんをされたりすることがないほか、遺言者が亡くなられた後の手続きとして、相続人等は、別途手数料を納めて、各遺言書保管所に保管中の遺言書の内容を証明したり、遺言書の閲覧をすることもできるなど、遺言者だけでなく、相続人や受遺者等にもメリットのある制度となります。

また、この保管制度を利用した自筆証書遺言は、家庭裁判所における検認が不要となることも特徴のひとつです。

この保管制度の利用(手続)には、各種確認や手続の処理に一定程度の時間を要するため、手続きの順番をお待ちいただくことがないよう、予約を前提としており、7月1日(開始予定)から予約システムによる予約が可能となります。本制度の利用に係る詳細は、法務省のホームページをご覧ください。岐阜地方法務局大垣支局総務課へお尋ねください。

岐阜地方法務局大垣支局
☎ 78-3347

祝百寿

東結の橋本きみさんが、5月17日に100歳になりました。おめでとうございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、お祝状や花束はご家族の方にお渡しさせていただきました。

これからもお元気にすごされますようお祈り申し上げます。

広報あんぱちに広告を掲載しませんか?

掲載を希望される人は、安八町ホームページ (<http://www.town.anpachi.gifu.jp>) から必要書類をダウンロードしていただき、企画調整課までご提出ください。

掲載枠 縦45mm、横87mmを1枠とします

料金 1月あたり1枠6,000円

掲載場所 広報あんぱち、まちのお知らせページの最下段
*審査等により掲載できない場合があります。

企画調整課 ☎ 64-7101